契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工事名	西区玉津支所利活用部分改修工事

契約変更内容

（工期の変更）

予算繰越しのうえは、本工事の遅行期限を令和６年３月 15 日から令和６年４月 26 日へ変更する。(42 日間の工期延長)

（契約変更：建築工事）

①４階会議室及び多目的ホールの内装仕様の変更

②１階管理人室等の内装改修の増

③１階管理用折れ戸の追加に伴う増

④石綿含有建材の除去及び鉛含有錆止塗料除去の増

⑤地域福祉センター内の造作家具等の仕様変更

⑥設備工事等との取り合いに伴う改修工事の増

⑦その他軽微な変更

契約変更理由

（工期の変更）

本工事は、別途発注している「西区玉津支所利活用部分電気設備改修工事」及び「西区玉津支所利活用部分機械設備改修工事」と一体の関係性にあるが、令和５年８月９日開札の「西区玉津支所利活用部分機械設備改修工事」が入札不調となり、本工事の着手時期が遅れた（再発注し同年９月 13 日の開札で業者が決定)。工期内に履行完了するため、工事を進めていたが、全体工程を精査した結果、当初工期内の完成は困難となったため、工期を約１か月延期するものである。(42 日間の延長)

（契約変更：建築工事）

①各室の利活用方法について施設所管課で検討した結果、放送機器の使用等吸音対策が必要な利用形態へと変更となったため、壁及び開口部を吸音仕様とする必要が生じた。

②玉津支所 1,4 階南側（利活用エリア）については、利活用事業者を公募し令和５年７月に決定された。本施設は玉津支所、地域福祉センター、民間事業者（利活用エリア）の３者が複合する施設であり、施設全体の管理方法について協議を行った結果、管理人室や郵便受け室等の内装についても改修する必要が生じた。

③要求課の要望により、施設管理上必要な折れ戸について設置する必要が生じた。

④現場詳細調査にて、当初予定のなかった石綿含有建材及び鉛含有建材を撤去処分する必要が生じた。

⑤要求課の要望により、施設運営上必要な造作家具等について、仕様及び形状変更する必要が生じた。

⑥現場詳細調査にて、当初予定のなかった設備点検用の点検口など、追加で対応する必要が生じた。

⑦その他現地精査により各工種の変更並びに数量の増減が生じた。